

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準の改定概要

1 改定の主な理由

道路交通法施行令の改正により処分事情が改正されたため、当該規定と同一のことを規定している自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準に定められた処分事情を改定し、併せて必要な用語の整理を行ったもの。

2 改定内容

(1) 処分事情の一部改正

ア 道路交通法施行令第26条の6第2項に規定されている違反に伴う処分事情の内、最高速度違反、積載物重量制限超過、積載方法違反及び放置駐車違反に伴う下命・容認については、「過去1年以内」が「過去1年以内に2回以上」の違反行為をした者と改正された。

イ 交通事故を起こしたときの処分事情の「建造物を損壊したこと」が削除された。

(2) その他

必要な用語の修正を行った。

3 施行予定日

施行期日